

工 事 仕 様 書

1. 本工事における工事標準仕様については、次によるものとする。

2)「東京都土木工事標準仕様書」による。

3)仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は工事担当者によるものとする。

2. 読みかえ

同仕様書中「都」「局」とあるものは「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別 紙

工事件名	三沢三丁目特殊地下壕対策工事(8-1)
------	---------------------

特 記 仕 様 書

「工事概要」

1. 工事場所 日野市三沢三丁目 32 番地先

2. 工事概要 【第 1 工区】6-2(削孔 C7～C12)

充填工	対策区間延長	L=20.0m
	削孔工	N=6 孔
	充填注入工	V=343 m ³
仮設工	プラント設備	1 式
	濁水処理設備	1 式
	排水設備	1 式
	給水設備	1 式
	敷鉄板工	1 式
調査工	試掘工	N=6 箇所
舗装工	舗装仮復旧工	N=6 箇所

【第 2 工区】6-1(削孔 C4～C5)

充填工	対策区間延長	L=5.0m
	削孔工	N=2 孔
	充填注入工	V=50 m ³
仮設工	プラント設備	1 式
	濁水処理設備	1 式
	排水設備	1 式
	給水設備	1 式
	敷鉄板工	1 式
調査工	試掘工	N=2 箇所
舗装工	舗装仮復旧工	N=2 箇所

3. 工期 契約締結日の翌日から113 日間

なお、工期は以下の事項により設定している。

準備期間	30 日間
施工に必要な実日数(実働日数)	55 日間
降雨による割増し(猛暑日補正無し)の日数	8 日間(1.14)
後片付け期間	20 日間

契約上の工期末前に工事が完了した場合の取り扱いは、契約約款第31条の通りである。

「適用範囲」

1. この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)という特記仕様書で、この工事に適用する。
2. この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
3. 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
4. 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第3 位以下切捨)で表示した一覧表とする。
5. 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から7 日以内に受注者に提出しなければならない。
6. 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。
7. この工事の施工に当たっては、下記に示す図書(契約時点での最新版)を適用(準用)する。
 - ア 東京都建設局「土木材料仕様書」
 - イ 東京都建設局「建設局材料検査実施基準」
 - ウ 東京都建設局「土木工事施工管理基準」
 - エ 東京都建設局「工事記録写真撮影基準」
 - オ 日野市「受注者提出書類処理基準」
 - カ 日野市「日野市標準構造図集」
 - キ 日野市「しゅん功図書電子データ化作成要領」
 - ク 東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
 - ケ 東京都「東京都環境物品等調達方針」
 - コ 東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」
 - サ 東京都電線共同溝整備マニュアル
 - シ 建設局土木工事積算体系図集
- ※ ア、イ、ウ、エ、サ、シは、東京都建設局ホームページから入手できる。
- ※ ク、ケ、コは、東京都都市整備局ホームページから入手できる。
- ※ オ、カ、キは、日野市道路課ホームページから入手できる。
8. 標準仕様書、適用(準用)図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

「工事施行の適正化等」

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施工の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。

なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局のホームページから入手できる。

「週休2日制確保について」

1. 本工事は、「週休2日制確保工事」の対象案件である。
2. 実施にあたっては、『日野市「週休2日制確保工事」実施要領(土木)』に基づき行う。要領は、日野市ホームページから入手できる。<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/ukeoi/1028625.html>
3. 本工事は、現場閉所の月単位の週休2日の達成を前提として経費を補正している。

「不当介入に対する通報報告」

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」

1. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)は次による。

電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、工事記録写真撮影基準(東京都建設局)第7⑦に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <https://www.jcomsia.org/kokuban>

イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」(東京都建設局)による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準(東京都建設局)のデジタル写真による施工管理(案)31.①で規定されている画像編集には該当しない。

2. 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準[国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJ-COMSIA が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「J-COMSIA が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)」

URL <https://www.jcomsia.org/kokuban>

「設計変更について」

工事請負契約書第17 条から23 条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(東京都)によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準(共通編Ⅰ)によるものとする。

なお、契約約款第17 条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「法定外の労災保険の付保」

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

「ワンデーレスポンス」

この工事におけるワンデーレスポンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

「ウィークリースタンス」

この工事におけるウィークリースタンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

「工事用地等の使用終了後における復旧内容」

この工事の工事用地等の使用終了後においては、以下の復旧を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

1. 復旧箇所 日野市三沢三丁目20番地先 警察庁用地
2. 復旧内容 仮設プラントの設置・撤去後は現状復旧とする

「工事用資機材等の保管」

この工事に用いる削孔機械等工事用機材については下記のとおりとする。

1. 保管場所 日野市三沢三丁目37番地先付近
2. 保管時期 工事期間中
3. 保管方法 警察協議の上、仮設防護柵・看板等を貼付し路上に保管

なお、保管場所、期間等については監督員の承諾を得るものとする。

「工事損害賠償」

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第27条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

「猛暑への対応」

1. 受注者は、例えば、作業日又は前日に熱中症(特別)警戒アラートが発表された場合や、WBGT(湿球黒球温度)の値が31以上(環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」にて暑さ指数を危険レベルとしている値)の場合(予測も含む)は、作業を中止することができる。
2. 上記1.のWBGT値が31以上で受注者の判断として作業を中止する場合、受注者は一時的な中止を行った作業と日時が分かる資料(日報等の既存資料)を監督員に提出すること。
3. 上記1.により一時的に中止した期間(ただし、一時的に中止した期間を日当たりに換算した日数を上限とする)の内、降雨による割増し(猛暑日補正無し)(8日間)を超えて、猛暑対応として作業を中止する場合は、影響した工期を延伸することができる。
4. 新たに必要となった費用は、監督員と協議の上、設計変更で対応することができる。

「検査に要する資料作成期間」

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の3か月前までに行うものとする。それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「工事工程の共有」

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

「監理技術者等の専任配置の特例(専任特例2号)」

本工事において、建設業法第26 条第3項第2号の規定の適用を受けるいわゆる専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。

「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。

(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/>)

なお、専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は、日野市の工事ではない。

「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間」

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、該当期間については、請負契約締結後、監督員からの工事一時中止通知による。
3. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、該当期間については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
4. 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、工事完了検査日とするが、検査員から補修の指示があった場合は、補修完了の確認の日とする。

「昼夜間の作業区分及び標準作業時間」

この工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工事	9:00～18:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等の安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員と協議するものとする。

「過積載の防止」

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策

指針」によるものとする。なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi#kasekisai>)

「段階確認」

本工事における、土木工事標準仕様書1.5.1監督員による確認及び立会い等5.段階確認については、実施しないものとする。

「環境への配慮(東京都建設グリーン調達制度)」

1. 受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の特別品目及び特定調達品目(以降、「特別品目等」という。)のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目等が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy)

2. 受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

「新材料・新工法等の取扱い」

新技術情報データベース(「建設局新技術情報データベース(NeTIDA)」や「国土交通省新技術情報システム(NETIS)」)に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

・建設局新技術情報データベース(NeTIDA)

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/tech/shingijutsu>

・国土交通省新技術情報システム(NETIS)

<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS>

「しゅん功」

受注者は、工事のしゅん功に際し、東京都建設局電子納品運用ガイドラインに基づき、次の書類を提出すること。

1. 工事しゅん功図書 1部
2. 工事書類 1部
3. 工事記録写真 1部
4. 電子成果品(CD-R) 1部

「工事記録写真の電子納品」

本工事の工事記録写真は、電子データで提出すること。

工事記録写真の撮影箇所・撮影頻度等は東京都建設局長が定めた「工事記録写真撮影基準」に従って撮影・整理すること。提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

なお、監督員との事前協議の結果、工事記録写真を電子データで提出しないこととなった場合には、従来どおりの提出方法とすること。

「建設発生土の処理」

この工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

1. 所在地:東京都八王子市内
2. 土質:砂質土
3. 土量:4m³(地山換算数量)
4. 搬出条件:昼間

「建設発生土への異物混入防止」

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬すること。

また、受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出すること。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

「建設副産物情報交換システムの活用」

この工事は、建設副産物情報交換システム(以下「コブリス・プラス」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラスにより「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

(問合せ先)

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター(カスタマーセンター)

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階

電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

「再資源化施設の選定」

この工事から発生するアスファルト塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、受注者が「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、この工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

(アスファルト塊)

- ・搬出先 東京都八王子市内の再資源化施設
- ・運搬距離 約 5.5 km以内(想定)
- ・搬出量 0.1m³
- ・受入条件 昼間

「リサイクルガイドラインに基づく施工計画書の添付書類」

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

1.再生資源利用計画書(工事しゅん工後5年間保管)

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア 土砂を搬入する工事

イ 砕石を搬入する工事

ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

2.再生資源利用促進計画書(工事しゅん功後5年間保管)

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア 建設発生土を搬出する工事

イ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

3.再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土を搬出する場合)

4.建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100m³以上搬出する場合)

5.建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に作成し提出すること。

6.物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

7.告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。

(建設リサイクル法対象工事の場合)

なお、この工事から発生する建設発生土については、東京都建設リサイクルガイドラインで規定する受領書による管理を実施する。

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」に必要なデータを
入力して作成する。

「建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告」

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクル
ガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督
員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書に添付して提出すること。

- 1.再生資源利用実施書（工事しゅん工後5年間保管）作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ
- 2.再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後5年間保管）作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ
- 3.リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上
で、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場
合。

イ 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。

ウ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。

エ 碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）。

オ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用
できないものは除外する）。

カ 現場内で分別を行わない場合。

4.建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の
再資源化等実績書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

5.再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」に必要なデータを
入力して作成する。

「マニフェスト」

1.マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニ
フェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に
提示できるようにすること。

2.集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出するこ
と。

3.リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示すること。

4.リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示すること。

「建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等（建設リサイクル法に係る手続）」

この工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うこと。

なお、「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」は、都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy)からダウンロードなどして入手する。

「工事現場管理」

工事期間中は、公道の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。

路上工事の工事用標示板の設置

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。

「歩行者通路の設置」

工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると共に車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。

また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。

また、勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないように十分に配慮すること。

「異常気象時及び地震発生時の工事現場の点検」

受注者は、異常気象時（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候のほか当該地域の警報（大雨・大雪・暴風）が発せられた場合）又は震度4以上の地震が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

事故防止の原則

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi>)

「情報セキュリティポリシーの遵守」

1. 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
2. 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
3. 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
4. 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

「環境負荷低減の取組みについて」

1.日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

- ① 環境基本計画
- ② 環境配慮指針
- ③ 環境方針
- ④ 環境管理上の要望について
- ⑤ 地球温暖化対策実行計画
- ⑥ 気候非常事態宣言
- ⑦ 日野市プラスチック・スマート宣言

2.洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。

ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「舗装版切断工(カッター)の施工」

舗装版切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。

また、回収した排水又はその排水を現場内で脱水等により処理した後の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理すること。

なお、この工事では回収した排水を、産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として、以下の場所にある処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合や現場内で脱水等の処理を行う工法を使用する

場合においては、事前に監督員の承諾を得ること。

- ・搬出先 東京都八王子市内の処理施設
- ・運搬距離 約 6.0 km以内 想定
- ・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥) 1m³
- ・受入条件 昼間

受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する排水等の収集・運搬・処理に関する計画を記載すること。

なお、排水等の運搬・処理については、標準仕様書「1. 3. 8建設副産物」の(8)マニフェスト等、(9)建設廃棄物の運搬によること。

「施工仕様」

1.準備工

1)測量試掘工

- ① 測量鉋(用地境界、BM等)については、適切な保護を行い移動及び沈下等がないようにすること。
- ② 座標値に基づいた現地測量を実施し、削孔及び試掘位置を決定すること。
- ③ 試掘範囲を既設舗装版上にマーキングし、削孔位置は試掘範囲外に逃げ点を設け復旧できるようにすること。
- ④ 工事に先立ち、試掘による埋設物調査を実施すること。
- ⑤ 試掘を実施するにあたり、事前に埋設物管理者と打合せを行うこと。
- ⑥ 現地立会の際は、埋設物の種類、口径及び土被り等を確認し、試掘位置付近にマーキングすること。
- ⑦ 試掘に際しては、埋設物を破損しないよう慎重に作業し、地質及び地下水等の現地情報を整理し、試掘調査結果報告書を作成し監督員に提出すること。
- ⑧ 試掘完了後は敷砂利等で埋戻し、沈下等の無いように十分な転圧を行うこと。

2)調査工

- ① 水質調査を設計図に示す2箇所を実施すること。
- ② 水質調査は、特記仕様書に示す調査箇所、調査時期及び頻度に基づいて実施すること。

3)仮設設置工

- ① 警察管理用地の内、仮設進入路及び仮設ヤードに使用する範囲については、クレーン装置付バックホウ(0.45 m³)等で不陸整生を行うこと。
- ② 仮設進入路はセメント及び可塑材を運搬するトラック(4t積)、荷卸しに使用するラフテレーンクレーン(15t吊り)が作業する範囲を確保すること。
- ③ クレーン装置付バックホウにて、プラント設置位置に敷鉄板を設置する。その際は敷鉄板の落下、重機の転倒等に留意すること。
- ④ 設計図(参考図)に示す仮設平面図を参考にプラント及びその他設備を仮設平面図の範囲に設置すること。

4)流末排水設備

- ① アルカリ水中和装置により処理された処理水を近傍の用水路等に排水し、仮締切及び土のう積等による流末排水整備を実施すること。
- ② 処理水を排水する際の基準値を定め、厳守すること。
- ③ 作業日毎に充填工を終了する際、配管内などを洗浄した濁水等を注入プラントに設置する水槽に受けて沈殿させ、pH処理を行い用水路等に排水すること。

④ 排水の放流時には、午前と午後各1回pH測定を行うこと。

5)配管布設工

① 設計図(参考図)に示す仮設平面図を参考に、圧送管及び送排水管を仮設平面図の箇所に布設すること。

② 警察管理用柵内及び警察管理用外の法面について並列に配管を布設し、団地内では既設U形側溝内に重ねて配管すること。

③ 圧送管及び送排水管の内、道路横断箇所については、配管の破損等が無いようにゴムマット等で養生し段差解消対策を施すこと。

6)ボーリングマシン準備

① ボーリングマシンを現地に搬入する際、トレーラ車等の運搬車両を団地内の入口に停車し、運搬車両から卸し、現地まで自走すること。

② 搬入に際しては、現地周辺に停車可能な箇所を確保するとともに、ゴムタイヤを装着しボーリングマシンを採用すること。

③ ドリルパイプ、インナーロード等の付属品については、4tユニック車等の運搬車両により現地周辺の仮置き場に搬入するが、搬入に際しては荷崩れのないように留意すること。

2.空洞充填工

1)削孔工

① ボーリングマシンのセットは、現地測量で決定した削孔位置、図面及び削孔座標値表に基づいて角度を調整しながら慎重に行うこと。

② 削孔方向については、ガイドシェルにスラントを当てた現地計測によるものとし、計算で求めたガイドシェルの傾き及び旋廻角度で決定すること。

③ 削孔方向の決定に際しては、ガイドシェルを操作するボーリングマシンの運転手とスラント計測する現場担当者の連携調整により実施すること。

④ ボーリングマシンは、ロータリーパーカッション式(クローラ型)(呼び径95mm)と同程度の能力を有する機種を使用すること。

⑤ 削孔工は、ドリルパイプ(95mm)とインナーロード(46mm)の二重管削孔とすること。

⑥ 削孔範囲の土質は、粘性土、砂質土、及び砂礫土を想定しているが、1m毎の深度で地質状況を確認し記録すること。

⑦ 削孔水は仮設ヤードに設置した給水設備からポリエチレン管(φ50)により供給し、排水はポリエチレン管(φ50)を介して、仮設ヤードの濁水処理設備に排水すること。

2)充填注入工

① 削孔で使用したインナーロード引抜後、ドリルパイプ(95mm)を注入管として使用すること。

② 本施工の前にA液、B液が均等に圧送されることを確認するため、現地プラントに設置した測定機器のキャリブレーションを行い、充填量等の記録を監督職員に報告すること。

③ 使用するチャート紙は、事前及び事後に監督員の検印を受けること。

④ A液及びB液の製造は、施工計画書に記載した所定の方法で製造すること。

⑤ A液及びB液をプラントより同型ポンプ2台で2ラインを使用し等量で圧送し、作業箇所に設置したブレンダーを介して空洞部へ確実に充填すること。

⑥ 本工事で使用する充填材料は、特記仕様書に示された仕様を標準とするが、施工に先立ち現地確認を行い、

配合変更の必要が生じた場合は監督員と協議すること。

- ⑦ 注入孔直近に設置した圧力計及び周辺地盤の状態を監視しながら充填注入を開始し、流量については流量計にて管理すること。
- ⑧ 充填注入は、1孔毎に上昇式ステップ注入を実施すること。
- ⑨ 地下壕底部から天端までの区間は、ステップ長0.5m(注入管を0.5m引抜く)で充填注入を行うことを目安とし、確実な充填工を行うために適切なステップ長を施工者が設定する。
- ⑩ 地下壕天端～ゆるみ(R4)までの区間は、ステップ長1.5m(注入管を1.5m引抜く)で充填注入を行うことを目安とし、確実な充填工を行うために適切なステップ長を施工者が設定する。
- ⑪ 注入時に注入圧力がノズル付近のゲージで、規定注入圧力(初期注入圧力+0.5Mps)に上昇した場合(昇圧確認)、もしくは注入管と地山の隙間を経由して注入孔からリークした場合に充填注入を終了し、ステップアップを行うこと。
- ⑫ 充填注入終了時に、注入管内の圧力の減圧を確認した後ホース等を取り外すが、この段階ではボールバルブ等により逆流を防止すること。
- ⑬ 充填注入工の1日の作業終了後に、圧送管内に残存する材料はプラントから圧送管内に清掃用ピグを入れ、水でカラ押しすることにより、管内に残存する材料の低減を図ること。
- ⑭ 充填注入で発生した泥水の運搬時は、水タンク等で密閉し飛散防止措置を講ずること。
- ⑮ 各ステップの充填注入量の累計が設計計注入量に達しても規定注入圧力に達しない場合は、監督員と協議し指示に従うこと。なお、この場合の措置については設計変更対象とする。
- ⑯ 地下壕上部の充填注入終了後、注入管を地上部まで引上げ、削孔した孔の充填を行う。充填後、数分程度、充填材の沈降が無い状態を確認した時点で充填完了とすること。

3.復旧工

- 1)掘削発生土は、人力にてダンプトラック(4t積)に積込み運搬する。路床整正は人力にて所定の高さ及び幅に整正し、振動ローラー(600kg)にて転圧すること。
- 2)路床の出来形を確認後、下層路盤材(再生碎石RC-40)を人力にて所定の厚($t=100$)に敷均し、振動ローラー(600kg)にて締め固める。なお、発生したアスファルト塊は、所定の産廃処理施設に運搬すること。
- 3)清掃完了後、瀝青材料(プライムコートPK3)をムラのない様均一に散布すること。
- 4)表層工(再生密粒アスファルト密粒度13)は、人力にて所定の厚さになるように敷均し、振動ローラー(600kg)にて転圧を行うものとする。
- 5)敷均し及び転圧は、アスファルト混合物の温度に十分注意し、適切な温度管理で施工し、舗設完了後、表面温度が 50° 以下になったことを確認して開放すること。

「施工材料」

1.規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格および品質は次のとおりである。

1.空洞充填材料

本工事で使用する充填材(水中不分離性可塑状グラウト材)は以下の仕様を標準とする。なお、施工に先立ち現地確認を行い、下記配合を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

水中不分離性可塑状グラウト材の配合(1 m^3 当り)

圧縮強度 (28 日) (N/mm ²)	フロー値 (mm)	密度 (t/m ³)	単位量(kg/m ³)				
			A液(500 リットル)			B液(500 リットル)	
			セメント	可塑化剤 A材	水	可塑化剤 B材	水
1.0 以上	80～155	1.3±0.1	350kg	25kg	376ℓ	60kg	477ℓ

[比重]

高炉B種セメント Cs=3.04

アクアメイトA材同等品 As=2.70

アクアメイトB材同等品 Bs=2.60

2.復旧工

本工事の復旧工で使用する材料は以下の仕様を標準とする。なお、施工に先立ち現地確認を行い、下記配合を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

名称	規格	備考
下層路盤材	再生砕石 RC-40	
表層工	再生アスファルト 密粒度 13	
瀝青材量	プライムコート PK3	

「施工管理」

1.空洞充填工

1)受注者の負担で実施する試験

受注者は、受注者の負担で下記の試験を行い、その結果を監督職員に説明の上、提出すること。

試 験 項 目	該当 項目	提出 部数	備 考
空洞充填材の配合比率試験	○	2	試料採取は混練地点 施工前
空洞充填材のフロー試験	○	2	試料採取は混練地点 施工日毎に1回
空洞充填材のブリーディング試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
空洞充填材の比重試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
空洞充填材圧縮強度試験	○	2	試料採取は混練地点 50m ³ /回
その他監理員が指示する事項	○	2	その都度

2) 充填材の品質管理

① 各施工段階での品質管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する。
	注入材の配合確認	キャリブレーションにより、配合比率と流量計の精度を確認する。
施工中	注入材の配合確認	A, B液の吐出配合比を容器に各々吐出して確認する。
	注入量の確認	・注入量の確認は、プリンタ-印字数量及び空袋等使用材料検収により管理する。 ・チャート紙は事前事後に検印する。

② 品質管理試験項目

項 目	確 認 方 法	目 標 値	測 定 時 期
配合比率	A, B液の吐出配合(流量計)	A:B=1:1	施工前※1
一軸圧縮強度		1.0 N/mm ²	n=3 の平均 供試体作製後
見掛密度		1.3±0.1t/m ³	n=3 の平均 測定容器にて計量
ブリーディング率		1.0%以下	施工前施工中1回
注入量	プリンタ-印字数量	ℓ 単位	日々トータル

※1: 工事の前に1回実施し、日々の注入材使用量の確認において配合比率が規格外の場合はキャリブレーションを実施し確認する。

③ 数量管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料の確認	注入材および注入資材搬入時に、納入伝票を確認する。
	配合量の検査	流量計、各計量器のキャリブレーションを実施する。
施工中	注入量の確認	注入機の印字記録紙および、空袋で検収確認する。
施工後	注入日報	注入状況を日報に記入
	使用材料	納入量, 累計使用量, 残数量との照合を行う。

④ 写真管理項目

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
施工状況	注入工	各工程	工程毎	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	1回／施工前
		空缶、空袋確認	終了時	1回／施工後
		空缶、空袋棄損	実施時	1回／施工後
品質管理	配合比率	キャリブレーション作業	キャリブレーション時	1回／施工前
	圧縮強度	寸法・重量等	供試体作成時	施工前、試験時
	コンシステンシー	フロー値	実施時	施工前1回 施工中各1回
	密度	生比重値	実施時	
	ブリーディング	ブリーディング高さ	実施時	

2.濁水処理(使用薬剤)の品質管理

1)各施工段階での品質管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	使用材品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する。
	測定器の起動確認	キャリブレーションにより、濁水異常時の薬剤供給開始時期と供給薬剤流量計の精度を確認する。
施工中	使用量の確認	使用量の確認は、プリンター印字数量及び空缶、空瓶により管理する。
	pHの確認	チャート紙の印字記録により管理

2)数量管理項目

段 階	項 目	内 容
施工前	材料の確認	使用薬剤および使用資材搬入時に、納入伝票を確認する。
	測定機器の 検査	流量計、各測定器のキャリブレーションを実施する。
施工中	使用量の確認	印字記録紙および空缶、空瓶で確認する。
施工後	作業日報	作業日報記入(原水状況、処理水確認、運転時間、人員等)
	使用材料	納入量、累計使用量、残数量との照合を行う。

3)写真管理項目

区 分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
水質調査	pH	水質試験	午前午後1回	試験時毎
施工状況	pH	各工程	原水異常変化時	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	納入時毎
		空缶、空瓶確認	検収時	検収時毎
		空缶、空瓶返却	返却時	返却時毎

3.復旧工

1)各施工段階での品質管理項目

段階	項目	内容
施工前	材料品質確認	規格証明書(試験成績表)を確認する

2)数量管理項目

段階	項目	内容
施工前	材料の確認	使用薬剤及び使用資材搬入時に、納入伝票を確認する
施工後	使用材料	納入量, 累計使用量, 残数量との照合を行う

3)写真管理項目

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
施工状況	pH	各工程	原水異常変化時	進捗過程
数量管理	材料検収	数量確認	納入時	納入時毎

4.水質調査

1)調査箇所

水質調査を設計図に示す2箇所で実施する。

2)調査時期及び頻度

調査種別	調査時期	頻度
事前調査	工事着手前	1 回
施工管理	施工中	毎日
事後管理	施工後 2 週間まで	毎日

3)水質試験基準値

試験項目	基準値	(※)事前調査結果の測定値が基準値を超えている場合
pH(水素イオン濃度)	≤8.6	当該観測値以下とする

「工事の周知の徹底」

1.周辺住民・地権者・商店・歩行者・各公共交通の事業者等への工事の周知徹底を図り、理解と協力を得られるよう努力する。特に人や車等の出入りに支障となる箇所の施工については、事前の周知を徹底し、苦情とならないようにする。工事のビラの配布にあたっては、配布資料を作成したのち、配布資料・範囲・方法について監督員の承諾を得ること。

2.工事についての要望等があった場合、迅速に監督員へ報告するとともに、その対応について監督員と協議し、誠意をもって前向きに対応する。